

## 徴収猶予の「特例制度」について

### 【徴収猶予の特例制度について】

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化されました。申請することにより、1年間に限り、町税の徴収が猶予されることとなります。

#### <特例制度の特徴>

- 担保の提供は不要です。
- 猶予期間中の延滞金が全額免除されます。

#### <猶予が認められると>

- 納期限から1年間を限度に町税の徴収が猶予されます。
  - 猶予した町税について、新たな督促や差押えなどの滞納処分が行われません。
  - 猶予期間に発生した延滞金は全額が免除されます。
- ※ この徴収猶予の特例制度は、税額を減免するものではありません。

### 【受けるための要件等】

#### <徴収猶予の特例制度を受けるための要件>

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が相当程度減少し、かつ、一時に納付し、又は納入することが困難である方が申請することができます。

#### 1 事業等（事業売上、給与収入など）に係る収入が相当程度減少

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

#### 2 一時に納税を行うことが困難であること

納税を行うことにより少なくとも向こう半年間の事業資金や生活資金等について、支障をきたすと認められる場合であること。（申請書により納付可能額の判定を行います。）

#### <申請期限>

令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

#### ※ご注意

一度の申請で、概ね翌月に納期限を迎えるものまで申請することが可能です。それ以降については、あらためて申請が必要となります。

#### <対象となる町税>

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する、全ての町税が対象

となります。

※ご注意

令和3年2月2日以降に納期限を迎える町税については、徴収猶予の特例制度の対象となりません（例：令和2年度固定資産税4期など）。

**【申請の流れ】**

＜申請書の作成・提出＞

「徴収猶予申請書<sup>㊤</sup>」に必要な書類を添付して提出します。

1 申請書「徴収猶予申請書<sup>㊤</sup>」

2 添付資料

財産収支状況書、収支の明細、財産目録売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなどを添付します。（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

3 提出方法 窓口、郵送、eLTAX での提出

感染防止のため、郵送による申請を御利用ください。窓口申請を希望する場合は事前に電話等で御相談ください。

4 提出先及び猶予制度に関するお問い合わせ

大子町税務課収納対策室

電 話 0295-72-1116（税務課直通）FAX 0295-72-1448

E-mail zeimu@town.daigo.lg.jp

＜提出された申請書等の審査＞

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可（不許可）、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

＜猶予申請が許可された場合＞

猶予が許可された場合は、「徴収猶予許可通知書」が送付されます。

※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

※ 申請が許可された場合でも、一定の要件（破産・競売等）により猶予が取り消されることがあります。

※ 猶予期間中、完納証明の発行はできません。

＜猶予申請が不許可となる場合＞

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には、「徴収猶予不許可通知書」が送付されます。

※ この申請が不許可となった場合でも、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、他の制度（換価の猶予）の猶予が受けられる場合があります。

## 【「特例の徴収猶予申請書」の書き方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が相当程度減少し、かつ、一時に納付し、又は納入することが困難であるため、猶予を受けようとする場合には、「徴収猶予申請書<sup>特</sup>」に収入の状況等を証する資料を添付して提出する必要があります。

### 1 申請者名等の記載

※ ①～⑫は、特例猶予申請書<sup>特</sup>の記載例の番号と合わせています。

#### ①「申請年月日」

- ・ 申請書を提出する日を記載してください。
- ・ 郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記載してください。

#### ②「申請者」

- ・ 住所（又は所在地）、電話番号（携帯電話も可）、氏名（又は名称）を記載し、必ず押印してください。
- ・ 申請者が法人である場合は、その代表者の職、氏名を併せて記載してください。

#### ③「納付又は納入すべき税（①・②）」

- ・ 徴収猶予を申請する町税を記載してください。一度の申請で、概ね翌月に納期限を迎えるものまで申請することが可能です。それ以降については、あらためて申請が必要となります。
- ・ 年度、税目、納期限、税額、本税以外（延滞金等）を記載、納付書番号等には「通知書番号」を記載してください。
- ・ 「猶予を希望する期間」については、納期限から1年後の日を終期として記載してください（終期は、最長1年の範囲内で申請することができます。）。

（注）徴収猶予の特例は、猶予期間の延長ができません。また、法人住民税の中間申告の猶予期間の終期は、確定申告の提出期限となります。

- ・ 税額を合計し、合計欄の①及び②を記載します。「①+②」の合計金額は、申請書裏面(5)で使用します。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の影響」欄については、3つの項目のうち該当するものにチェックを入れてください。

（例）「イベント等の自粛で収入が減少」：売上げの減少など

「外出自粛要請で収入が減少」：勤務日数の減少など

「その他の理由で収入が減少」にチェックした場合は、上段の余白に簡潔に理由を記載してください。

### 2 猶予額の計算の記載

記載方法が不明な場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。また、会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

なお、(1)から(4)は、最近(2か月程度)の国税や社会保険料の納税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写しを提出することで、記載の省略や審査の簡略化が可能です。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。1か月の収支のみの記載も可能です。

④「収入(③~⑧)」

事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細等)を添付してください。資料の提出が困難な場合は、添付不要です。口頭によりお伺いします。

- ・ 「収入の左枠」に令和2年(当年)の2月以降の事業収入、給与収入等の収入金額を記載し、月ごとの小計を③~⑤に記載してください。
- ・ 「収入の右枠」に前年同月の事業収入、給与収入等の収入金額を記載し、月ごとの小計を⑥~⑧に記載してください。

(注) 前年の月別収入が不明の場合は、年間収入を按分した額を記載。事業等開始後1年を経過していない場合は、令和2年1月までの任意の期間を記載してください。

⑤「収入減少率」

収入の減少率について月ごとに計算し、そのうち減少率が最大なものを記載してください。

(例) 令和2年2月  $\{1 - (③600,000 \div ⑥700,000)\} = 0.14$  (14%)

令和2年3月  $\{1 - (④300,000 \div ⑦500,000)\} = 0.4$  (40%)

令和2年4月  $\{1 - (⑤250,000 \div ⑧500,000)\} = 0.5$  (50%)

※ このケースの場合は、4月分の減少率の50%を記載する。

⑥「支出(⑨~⑪)」

- ・ 「支出の左枠」に令和2年(当年)の2月以降の仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済等の支出金額を記載し、月ごとの小計を⑨~⑪に記載してください。
- ・ なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。
- ・ 「支出の右枠」に前年同月の支出を記載してください。

⑦支出の平均額(⑫)

「支出の左枠」において計算した各月の小計⑨~⑪を合計し、記載月数で割り平均額を記載します。

(例)  $⑨500,000円 + ⑩350,000円 + ⑪300,000円 \div 3$  (月数) = ⑫383,333円

※ 支出の記載が1か月の場合は、その金額を記載します。

<申請書裏面>

(2) 当面の運転資金等の状況等の記載

⑧「当面の支出見込額(⑬)」

「当面の運転資金等」(⑫×6(6か月分)) + 「今後6か月間に予定されている臨時支出等の額」 = 「当面の支出見込額⑬」を記載してください。

(例)  $⑫383,333円 \times 6$  (6か月分) + 200,000円 = ⑬2,499,998円

(参考) 今後6か月間に予定されている臨時支出等とは、

- ・ 車両の老朽化による新規購入・工場内の電気設備点検・入学資金など

### (3) 預金・預貯金残高

預金通帳のコピー等の残高を証するものを添付してください。

#### 9 「現金・預貯金の合計 (14)」

現金及び預貯金を各欄に記載し、「現金・預貯金の合計(14)」に記載します。(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

### (4) 納付可能金額

#### 10 「納付可能金額 (15)」

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額 (15) を記載  
(例) ⑭900,000円 - ⑬2,499,998円 = ⑮-1,599,998円 (マイナスの場合は0円)

※ 「納付可能金額」がマイナスの場合は、0円と記載します。

※ 「納付可能金額」とは…

当面 (向こう6か月分) の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

### (5) 猶予を受けようとする金額

#### 11 「猶予額」

①+②納付すべき税 - ⑮納付可能金額 = 猶予額

(例) ①100,000円+②0円 - ⑮0円 = 猶予額100,000円

※ 猶予額が納付すべき税額を下回る場合は、申請された納付すべき額 (①+②) の一部が猶予の適用となります。

## 3 その他猶予申請 (他の猶予の申請を併せて希望する場合)

#### 12 「他の猶予制度 (換価の猶予)」の適用を希望する場合

希望する場合は、チェックをしてください。

例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の制度 (換価の猶予) により猶予が受けられる場合がありますので、希望される方は、職員にご相談ください。

※ 他の猶予制度を申請される場合は、改めて別の申請書や収入状況のわかる資料等が必要となります。

## 4 その他

- ・ 申請していただいた内容をもとに、猶予の審査を行います。審査結果は通知書でお知らせします。
- ・ 審査にあたり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるためご協力をお願いします。
- ・ 記載に際しご不明な点がありましたら、担当者までお問い合わせください。

## ＜徴収猶予の特例制度に対するQ&A＞

Q 申請手続きはどうすればいいですか。

- 申請書（特例制度専用）及び収入や現預金の状況が分かる資料（売上帳や現金出納帳、預金通帳、給与明細などコピー）の提出が必要です。

Q 徴収猶予の特例制度専用の申請書はありますか。

- 特例制度を申請される場合は、専用の申請書を使用してください。
- 特例制度専用の申請書については、電話での請求又は町ホームページでダウンロードしてください。

Q 窓口以外での申請は可能ですか。

- 申請書及び収入状況等の資料の提出については、窓口にお越しいただくことなく、郵送による申請ができます。感染防止のため郵送での申請をご利用ください。また、eLTAX による申請も可能です。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）などになります。
- ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。

Q 前年の月別収入等が不明ですが、どうすればいいですか。

- 昨年1年の年間収入を按分した額（平均収入）と今年の月別収入額を比較します。
- 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較します。

Q 収入が20%減少していない場合は特例制度の猶予はできませんか。

- 本件特例の要件を満たさない場合でも、現行の地方税法第15条の規定による猶予制度を利用できる場合があります。

※ 申請書等のダウンロード等については、大子町ホームページにてご確認ください。  
「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度」